令和3年度第18回庁議提案

審議・報告・その他

提出日:令和3年12月23日

担当部・課:復興事業部区画整理課〔内線5586〕

## ① 件 名

新市街地における被災市街地復興土地区画整理事業の完了に伴う条例の廃止について

# ② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

#### 【背景】

東日本大震災による津波で被災した市民の住居の内陸部への移転先として、被災市街地復興土 地区画整理事業を活用した新市街地を形成するため、市が施行する土地区画整理事業に必要な事 項について条例を制定し、事業を行ってきた。

#### 【目的】

新市街地全地区の被災市街地復興土地区画整理事業完了により目的が達成されたため、関係条例を廃止するもの。

# ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

## 【根拠法令】

土地区画整理法(昭和29年法律第119号) 石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例(平成24年条例第29号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

# ④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成24年7月 石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例施行

## 新市街地の事業施行期間

地区名	事業施行期間
新蛇田地区	平成24年 7月24日~令和3年3月31日
新渡波地区	平成 24 年 12 月 28 日~平成 31 年 3 月 31 日
新渡波西地区	平成 25 年 4月 2日~平成 31年 3月 31日
あけぼの北地区	平成 25 年 4月 26 日~平成 30 年 3 月 31 日
新蛇田南地区	平成 25 年 10 月 25 日~令和 3 年 3 月 31 日
新蛇田南第二地区	平成 26 年 5月 8日~令和 2年3月31日

#### ⑤ 主な内容

石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する。

#### ⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

新市街地全地区の土地区画整理事業が終了しているため、影響はない。

## ⑦ 他の自治体の政策との比較検討

## ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例の廃止 について提案(公布の日から施行) 同条例施行規則廃止

# 9 その他

既成市街地に係る石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例は、事業完了後に廃止の予定。